

新たな特別法上の差押禁止債権

～自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律の制定・施行について～

立村 達哉
Tatsuya Tachimura

PROFILEはこちら 



第1 はじめに

御存じのとおり、債権者は、確定判決等の債務名義を取得した後、債務者に対して、債務者が第三者に対して有する債権を差し押えることができます。もっとも、債務者が第三者に対して有する債権のうち、一部の債権についてはこれを差し押えることが禁止されています。どのような場合に、差押えが禁止されているか事前に理解しておくことで、有事の際に適切な判断・対応が可能となります。

そこで、本稿では、自然災害義援金に係る差押禁止に関する法律が制定・施行されたことを受け、その概要・背景等をご紹介します。

第2 差押禁止債権の制度

1 差押禁止債権とは

債権執行手続においては、債務者及びその家族の生活保障等の社会政策的配慮その他の目的から差押えが禁止される債権があります。これを差押禁止債権といい、大きく分けると、①民事執行法上差押えが禁止されている債権(給料債権など。民事執行法第152条)、②特別法上差押えが禁止されている債権、③権利の性質上差押えができない債権に分類することができます¹。

2 「特別法上差押えが禁止されている債権」とは

特別法に基づく給付のうち、受給者の生活保障等の社会政策的配慮が求められるものについては、特別法に差押禁止規定が定められています。その主なものとしては、公的年金

(国民年金法第24条)、社会保険(健康保険法第61条)、公的扶助(生活保護法第58条)、災害補償等(労働基準法第83条2項)に係る債権があります。その他、近年制定・施行されたものとして、新型コロナウイルス感染症に関連する、令和二年度特別定額給付金についての差押えを禁ずる特別法がありません(令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律(令和二年法律第27号))。そして、今回ご紹介する、自然災害義援金も、上記3分類のうち「特別法上差押えが禁止されている債権」の類型に整理されることになります。

第3 自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律の概要

1 背景

日本においては、大規模な災害が起きると国内外から義援金が寄せられ、被災者に届けられています。そして、寄せられた義援金を被災者が自ら使用できるようにするため大規模な災害が起きるたびに、当該災害に係る義援金の差押え等を禁止する立法が個別に制定されてきました(例えば、東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律(平成23年法律第103号)及び令和二年七月豪雨災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律(令和二年法律第77号)など)。

上記のように、大規模な災害が発生するたびに個別に義援金差押禁止法が制定されてきましたが、このような個別の対応については、迅速な対応ができないのではないかと懸念がありました²。そこで、災害が起きるたびに個別に立法

1: 相澤真木=塚原聡編著『民事執行の実務 債権執行編(上)(第4版)』216頁(きんざい、2018)。

2: この点について、令和2年1月17日付で日本弁護士連合会から、国に対して、自然災害義援金に係る差押禁止に関する一般法を制定することを求める意見書が提出されていました(<https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2020/200117.html>)。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士とのアドバイスをお受け頂ければと存じます。

するのではなく、義援金の差押禁止等について一般法化を図ったのが、自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律制定の背景です³。

2 自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律の内容

(1) 概要

同法は、自然災害義援金に係る抛出の趣旨に鑑み、自然災害の被災者等が自ら自然災害義援金を使用することができるよう、自然災害義援金に係る差押えを禁止しています(同法第3条第1項)。また、自然災害義援金として交付を受けた金銭も差押えの対象となり得るところ、同法は、かかる自然災害義援金として交付を受けた金銭は差押えすることができないと定めています(同法第3条第2項)。

(2) 差押禁止に該当する要件⁴

同法によって差押禁止等の対象となる「自然災害義援金」とは、以下の要件を満たすものをいいます(同法第2条)。

ア 自然災害に起因すること

同法は「自然災害」の被災者又はその遺族を適用対象としており、「自然災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じた被害をいうこととされています。

イ 被災者又はその遺族の生活支援・慰藉する等のためのものであること

被災者又はその遺族の生活支援・慰藉する等のためのもの

であることを求めています。「遺族」の範囲については、支給額や支給の対象が各地方公共団体の判断に任されていることを踏まえ、各地方公共団体の判断を尊重し、各地方公共団体が義援金の配分対象者として定める遺族の範囲を基準に判断されるものと考えられます。

ウ 自発的に抛出された金銭を原資とすること

「自発的に抛出された金銭を原資」とすることが求められており、県や市の財源から抛出されたものはこれに含まれず、同法の対象外となることとされています。

エ 都道府県または市町村が一定の配分基準に従って被災者等に交付する金銭であること

義援金の中には、企業等の団体を通じて交付される私的なものも存在しますが、同法では、都道府県または市町村が一定の配分基準に従って被災者等に交付する金銭に限定される建て付けとなっています。

第4 破産法との関係

破産手続においては、破産手続開始時に破産者が有している財産は、破産財団に組み入れられ(破産法第34条第1項)、債権者等に対する配当原資となりますが、差押禁止債権は、換価の対象となる破産財団から除かれる、いわゆる自由財産に該当する(破産法第34条第3項第2号)ところ、同法によって、自然災害義援金は差押禁止債権と定められました。したがって、破産者は、破産手続開始後も、自然災害義援金を手元に残すことが可能になりました。

3: 宇敷崇広「自然災害金に係る差押禁止等に関する法律の概要」、金融法務事情2170号38、38頁(2021)。

4: 宇敷・前掲注3「自然災害金に係る差押禁止等に関する法律の概要」40-41頁。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】